

株式取扱規則

 三菱商事株式会社

三菱商事株式会社株式取扱規則

第1章 総 則

第1条(目的)

- ① 本会社の株式に関する取扱い及びその手数料については、定款の定めに基づき取締役会において定めたこの規則によるほか、振替機関である株式会社証券保管振替機構（以下機構という）並びに口座管理機関である証券会社及び信託銀行等（以下証券会社等という）の定めるところによる。
- ② 本会社及び本会社が指定した信託銀行との間で締結した契約に基づき開設された特別口座の取扱い及び手数料は、この規則の定めるところによるほか、当該信託銀行の定めるところによる。

第2条(株主名簿管理人)

本会社の株主名簿管理人及び同事務取扱場所は次のとおりとする。

- | | |
|---------|--|
| 株主名簿管理人 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社 |
| 同事務取扱場所 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 |

第3条(請求又は届出)

- ① この規則による請求又は届出は、本会社の定める書式によるものとする。ただし、当該請求又は届出が証券会社等及び機構を経由して行われる場合並びに第21条第1項に定める場合は、この限りでない。
- ② 前項の請求又は届出について、代理人により行うときは代理権を証明する書面を、保佐人又は補助人の同意を要するときは同意を証明する書面を、それぞれ提出しなければならない。
- ③ 本会社は、第1項の請求又は届出が証券会社等及び機構、又は証券会社等を経由して行われた場合には、当該請求又は届出が株主からなされたものとみなして取扱うことができるものとする。
- ④ 本会社は、第1項の請求又は届出をした者に対し、その者が株主又は代理人であることを証明する資料の提出を求めることができるものとする。
- ⑤ 本会社は、前項に定める資料の提出を求めた場合、その提出がない限り、第1項の請求又は届出を受理しない。

第2章 株主名簿への記載又は記録

第4条 (株主名簿への記載又は記録)

- ① 本会社は、機構から受領する総株主通知に基づき株主名簿への記載又は記録を行う。
- ② 本会社は、株主名簿に記載又は記録される者(以下株主等という)の住所の変更の通知その他株主名簿記載事項の変更に関する通知を受領した場合には、当該通知に基づき株主名簿への記載又は記録を変更する。
- ③ 前2項のほか、新株の発行その他法令に定める場合は、株主名簿への記載又は記録を行う。
- ④ 本会社の株主名簿は、機構が指定する文字及び記号により記載又は記録するものとする。

第3章 諸 届

第5条 (株主等の住所及び氏名又は名称の届出)

- ① 株主等は、住所及び氏名又は名称を本会社に届け出なければならない。
- ② 前項の届出又は変更は、証券会社等及び機構を経由して届け出なければならない。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

第6条 (外国居住株主等の届出)

- ① 外国に居住する株主等は、日本国内に常任代理人を選任するか又は通知を受ける場所を定めて、これを届け出なければならない。
- ② 前項の常任代理人は、前条第1項の株主等に含むものとする。
- ③ 第1項の届出又は変更は、証券会社等及び機構を経由して届け出なければならない。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

第7条 (法人の代表者)

- ① 株主等が法人であるときは、その代表者1名の役職名及び氏名を届け出なければならない。
- ② 前項の届出又は変更は、証券会社等及び機構を経由して届け出なければならない。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

第8条 (共有株式の代表者)

- ① 株式を共有する株主は、その代表者1名を定め、その住所及び氏名又は名称を届け出なければならない。
- ② 前項の届出又は変更は、証券会社等及び機構を経由して届け出なければならない。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

第 9 条 (法定代理人)

- ① 親権者又は後見人等の法定代理人があるときは、法定代理人の住所及び氏名又は名称を届け出なければならない。
- ② 前項の届出、変更又は解除は、証券会社等及び機構を經由して届け出なければならない。ただし、第 4 条第 3 項に定める場合はこの限りでない。

第 10 条 (その他の届出)

- ① 第 5 条から前条までに規定する届出のほか、本会社に届出をする場合には、本会社が特段の方法を指定しない限り、証券会社等及び機構、又は証券会社等を經由して届け出るものとする。ただし、第 4 条第 3 項に定める場合はこの限りでない。
- ② 証券会社等で受理又は取り次ぐことができない届出は、株主名簿管理人に対して届け出るものとする。

第 4 章 単元未満株式の買取り

第 11 条 (買取請求の方法)

単元未満株式の買取りを請求するときは、機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を經由して行うものとする。

第 12 条 (買取価格の決定)

- ① 単元未満株式の買取単価は、前条の請求が、第 2 条に定める株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引が成立しなかったときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。
- ② 前項による買取単価に、買取請求株式数を乗じた額をもって買取価格とする。

第 13 条 (買取代金の支払)

- ① 本会社は、前条により算出された買取価格から第 22 条に定める手数料を差し引いた額（以下買取代金という）を、本会社が別途定めた場合を除き、買取価格の決定日の翌日から起算して 4 営業日目に、買取請求者に支払う。
- ② 前項の場合、買取価格が剰余金の配当、株式の分割等の権利付価格であるときは、基準日まで支払う。

第 14 条 (買取株式の移転)

買取請求を受けた単元未満株式は、前条の規定による買取代金の支払手続を完了した日に本会社の口座に振り替えられるものとする。

第5章 単元未満株式の買増し

第15条（買増請求の方法）

単元未満株式の買増しを請求するときは、機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を経由して行うものとする。

第16条（買増請求の制限）

同一日の買増請求の合計株式数が、本会社が保有する譲渡すべき自己株式数を超えるときは、その日のすべての買増請求は、効力が生じないものとする。

第17条（買増価格の決定）

- ① 単元未満株式の買増単価は、第15条の請求が、第2条に定める株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引が成立しなかったときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。
- ② 前項による買増単価に、買増請求株式数を乗じた額をもって買増価格とする。

第18条（買増請求の受付停止）

- ① 本会社は、次の各号に定める日から起算して10営業日前の日から当該各号に定める日までの間、買増請求の受付を停止する。
 1. 3月31日
 2. 9月30日
 3. その他の株主確定日
- ② 前項のほか、本会社又は機構が必要と認めるときは、買増請求の受付を停止することができる。

第19条（買増株式の移転の時期）

買増請求を受けた単元未満株式は、第17条により算出された買増価格と第22条に定める手数料の合計額が本会社所定の銀行預金口座に振り込まれたことを確認した日に買増請求者の口座に対する振替の申請を行うものとする。

第6章 株主権の行使方法

第20条（書面交付請求及び異議申述）

会社法第325条の5第1項に規定された株主総会参考書類等の電子提供措置事項を記載した書面の交付の請求（以下書面交付請求という）及び同条第5項に規定された異議の申述をするときは、書面により行うものとする。ただし、書面交付請求を証券会社等及び機構を通じてする場合は、証券会社等及び機構が定めるところによるものとする。

第21条（少数株主権等の行使方法）

- ① 社債、株式等の振替に関する法律（以下振替法という）第147条第4項に定める少数株主権等を本会社に対して直接行使するときは、記名押印した書面により、証券会社等が交付した個別株主通知（振替法第154条第3項に定める通知をいう）に係る受付票を添付して行うものとする。ただし、外国人は署名をもって記名押印に代えることができる。
- ② 前項の少数株主権等の行使については、第3条第2項、第4項及び第5項を適用するものとする。
- ③ 第1項に定めるところにより株主提案権が行使され、本会社が、株主の請求に基づき株主総会の議案に関する以下の事項を株主総会参考書類に記載又は記録する場合、その字数が400字を超えるときは、概要を記載又は記録することとする。
 1. 提案の理由
 2. 取締役及び会計監査人の選任に関する事項

第7章 手 数 料

第22条（手数料）

- ① 本会社の株式取扱いに関する手数料は、無料とする。ただし、第11条に基づく株式買取りの請求及び第15条に基づく株式買増しの請求は、株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額を手数料として請求する。
- ② 株主等が証券会社等又は機構に対して支払う手数料は、株主等の負担とする。

附 則

1. この規則の変更は、取締役会の決議によるものとする。
2. この規則は2024年6月21日から実施する。

以 上